

## 様式第24（第2条関係） 【督促状】市民税（特別徴収）を除く

## 督促状

長松浜

税額	円	延滞金	円
備考			
通知書番号			

上記の金額が 時点で納付の確認ができないため、 までに必ず納めてください。なお、納付の確認には納めた日から数日かかります。既に納められた場合は行き違いとご了承ください。上記の延滞金は、 時点での金額です。本税を全額納めた日に延滞金が確定するため、延滞金が追加となった場合は、後日送付される納付書で納めてください。

## ◎延滞金の計算

納期限の翌日から納めた日までの日数により、税額に次の区分に応じた割合を乗じて算出します。

- ①納期限の翌日から1か月間は年7.3% 各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%が上限）  
 ②納期限の翌日の1か月後から納めた日までの期間は年14.6% 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

◎ 滯納飢分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、滞納処分を行います。

### ◎この部分に不満がある場合

この辺りに不服がある場合、  
処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日の方が早いときは、その日までです。

を受取った日の翌日から起算して3か月を経過した日の翌日が争いのときは、その日までです。処分の取消しを請求する訴えは、前記の審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として提起することができます。被告の代表者は市長です。また、処分取消しの訴えは前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとしていますが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行で生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、②及び③については、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に限ります。

スマートフォンのカメラでQRコードを読み取ることで6か国語表示が可能です。  
【ENGLISH】【Tagalog】【Tieng Viet】【中文】【ESPAÑOL】【PORTUGUÉS】



浜松市 納付書（納入済通知書）					
加入者名	浜松市	印座記 番号		合計 金額	
取扱機関 番号	納付 番号			確認 番号	
納期限	通知書番号	期別	備考		納付 区分

浜松市  
納付書（原符）

浜松市 領収証書

下記のとおり領収しました。△

加入者名	浜松市
口座記号番号	
税額	丁
延滞金	四
合計金額	四

氏名又は名称	【住所等非表示払込書】
切り取らないでお出ください	
納付番号 確認番号 通知書番号	
納定期限 指定期限	
備考	

領 収 日 付 印

領收印付印  
印紙不要